

9月11日本会議議案質疑

~~~~~○~~~~~

—— 開議 13時00分 ——

**○的野信之議長** これから本日の会議を開きます。まず、町長より提出されております令和5年度鞍手町一般会計特別会計決算及び基金運用状況審査意見書の訂正について、お手元に資料を配付していますのでご確認ください。

これより日程に入ります。日程はお手元のタブレット端末機に送信しているとおりです。日程第1 議案第44号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について を議題とします。質疑はありませんか。

**○的野信之議長** 星議員。

**○3番(星 正彦議員)** 座って質問していいですかって言ったら、立って質問してくださいっていわれますので、立って質疑をさせていただきたいと思います。この議案44号については、先の宇田川議員が一般質問で、かなり議論がされた経過があります。もう一度、確認をさせていただく意味で何点か。そして具体的な状況について尋ねていきたいというふうに思っております。今日も、この議会来る前に、YouTube(ユーチューブ)を見ていましたら、自民党の総裁選があっています。このマイナ保険移行について、この総裁選の争点になっておりますということがYouTubeの見だしでありました。中身を時間的な関係で見ることができませんでしたので、非常にまあ政府内でも極めてこの取り扱いについていろんな意見が出ているというようなことだというふうに思っています。総裁選で争点になるわけですから、このマイナ保険移行に伴って様々な意見が政府内であるということを前提にして、ただ先の一般質問を聞く中で、私も疑義におかしいなと思っていることがあります。これは言うとは質疑じゃなくて意見でありますので差し控えさせていただきたいと思いますが、結論から言って、この保険証を存続すれば、あえてこの資格確認書はいらないんじゃないかっていうふうに思うんですよ。これでいうと議長から議案質疑ですから自分の意見を述べないでくださいと注意を頂きますので止めますけど、いくつか基本的な点について質疑をさせていただきたいと思いますが、この規約の変更というのは政府の現行の健康保険証を廃止して、いわゆるマイナンバーカードに紐付けたマイナ保険証に一本化するという方針に基づくものだというふうに私は理解しているんですが、そういう理解でいいのかどうか、まずお聞きしたいと思います。それとつまり、保険証の代わりとなる資格確認書は、マイナ保険証を持たない人全員に対して現段階ではあくまで健康保険証を廃止する方針の下に進めていこうとしているということに理解していいかどうか。したがって、マイナンバーカードを持ってない人、あるいは持っているも保険証と紐付けていない人、あるいはまた紛失した人、介護が必要な高齢者やカード所持が難しい人でも保険診療を受けられるようにということで、この資格確認書を交付するというので、まず理解していいのか。基本的な点について質問をさせていただきたいと思っております。

**○的野信之議長** 税務保険課長。

○石田克税務保険課長　お答えをいたします。まず今回の規約の改正につきましては、12月2日以降、被保険者証という発行はすることができなくなりますので、それに代わるものとして資格確認書等ということで規約を変更しております。そして基本的にはマイナンバーと健康保険証の一体化ということが言われておりますので、基本的にマイナンバーカードと保険証は一体化することは決まっておるんですけども、ただ皆さんもご存じのとおりマイナンバーカードにつきましては強制ということはありませんので、それが強制でない限りは全ての保険証がマイナ保険証になるということは現時点では考えておりませんので、そういったマイナ保険証をお持ちでない方につきましては、保険証に代わるものとして資格確認書というもので対応させていただくということになるかと思えます。以上です。

○的野信之議長　星議員。

○3番(星 正彦議員)　つまりマイナンバーカードと紐付けたマイナ保険証に一本化すると。将来そういう方向で国がこういう方針を出してきたと認識していいということで理解していいということですね。ただし、私は確信犯ですけどマイナンバーカードを持っていません。持たない。そういう気持ちはありません。そういう人たちは資格確認書を出しますよと。75歳以上の人たちが出すということでしょうけど。これも先ほど言いましたように現行の保険証を存続すれば、あえてこの資格確認書を出さなくても済むことなんで、極めて何か事務作業が大変な作業になるんじゃないかという心配もします。その点は先の一般質問でかなり議論されておりますので、そこで具体的にお伺いしたいんですが、このマイナ保険証の利用状況ですが、これはマイナカードを登録している人しか交付されないわけですね。マイナ保険証はマイナンバーカード登録している人が対象ですよ。マイナ保険証というのは。実際にこのマイナカード、今申請している人、これ令和5年度の一般会計の予算書を見ていくと、その比率が73.4%、つまりマイナンバーこれ令和5年末現在の登録者数が73.4%というこの資料の中に出ていました。そのうち、マイナ保険証をこのカードに紐付けている人は何%か。これも宇田川議員の一般質問の中で問があったというふうに思うんですけど、課長の答弁では国保に限定すれば1,976人、いわゆる61.21%とこういう説明がありました。そこでもう1個聞きたいんですが、後期高齢者というのは75歳以上ですから、75歳以上の人でこのマイナ保険証を持っている方とは何%なんですか。それともう一つ、そしてこのマイナ保険証を利用している人はどのくらいなのか。パーセントを聞かせていただきたいと思えます。

○的野信之議長　税務保険課長。

○石田克税務保険課長　お答えをさせていただきます。まず現在、鞍手町の住民の方のマイナンバーカードの交付率のほうから申し上げますと、令和6年8月末現在で交付率につきましては75.82%だということです。今から数字を申し上げるんですけども、この数字につきましては6月末現在ということでお答えをさせていただきます。まず後期高齢者加入者数が3,191人。マイナ保険証に登録されておられる方が1,810人。マイナ保険証の登録率といたしましては56.72%。最後にマイナ保険証利用率につきましては3.69%ということになっております。以上です。

○的野信之議長 他に。星議員。

○3番(星 正彦議員) そこなんですよね。75歳以上でマイナ保険証を持たれている人が、今1,810人と言われましたかね。これは6月現在で56%です。しかし実際にこのマイナ保険証を利用している人は、今説明がありましたように3.6%という非常に数字の開きが多いですよ。多いですよ。したがってマイナ保険証は登録しているがそのマイナカードを申請するときに紐付けで保険証と紐付けますかって言われて、その当時はポイントが与えられていましたから付与されていましたからしますよ。ということで、マイナ保険証を持っている方が75歳で1,810人。しかし、マイナ保険証を利用している人は3.6%。これめちゃくちゃ数字の開きがある。そこで、行政としてはそういう状況の中でやっぱりマイナ保険証せつかく登録しているのであれば、マイナ保険証を利用する手だてを講じるためのマイナ保険証を持っている方たちに対する周知をどのようにされていくのかっていうことも非常に問題になってくるというふうに思うんです。実際にマイナカードを登録するときに保険証登録しますかどうかで尋ねられて、しましようとその人がそう言っても、実際に登録されている人の中で自分はマイナ保険証はどんなもんやろか。どういう使い方がしたらできるんだらうかというような率直なやっぱり思っているのを持っている方たくさんおられるというふうに思うんですよ。したがってマイナ保険証は登録しているけども、その保険証を利用していない人たちに対してはどのような取り組みをされていこうとするのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○的野信之議長 税務保険課長。

○石田克税務保険課長 お答えいたします。まず、マイナ保険証利用を登録されておられる方につきましては、今後、その方がマイナ保険証をお持ちだということ等のお知らせ、資格確認のお知らせというものを一斉で送らせていただきますので、その書類が届きましたらご本人様がマイナ保険証の登録をされておられるということは確認がとれるかと思えます。あとはマイナ保険証を使うことによるメリット等につきましては、こちらのほうとしても逐次その広報等で広報はしていく必要あるかと思うんですけれども、もっとより良い何か方針があれば、またそれは研究しながら進めていきたいというふうに思っております。以上です。

○的野信之議長 星議員。

○3番(星 正彦議員) そこでまた具体的にちょっと。

○的野信之議長 星議員。4回目です。

○3番(星 正彦議員) 4回目。はい。すいません。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員) この件については、私一般質問で行いましたけれども、今回、後期高齢者医療のほうと、私もこのところで利用率聞くのを忘れたんですけれども、これは担当の所管の委員会のほうでも明らかにさせていただきたいと思いますが、特に後期高齢者で利用率がね、やっぱり今言われたように3.何%ということで、1つは寝たきりの方とか施設に入っている方、こういう方がマイナ保険証まあ資格確認書があればそれでいいかもしれませんけれども、マイナ保険証

を使えるんですか。管理をね。そこの施設が高齢者施設なりいろんな施設が管理できないっていうような声もたくさん上がっているわけで、そういう管理はどういうふうにされてあるかっていうのが調べてあるのか。この普及率を、いや利用率を上げるためには広報が云々と言われましたけども、広報だけじゃこれはどうにもなりません。全国的にも利用率は11%ぐらいしかありませんので、特にねやっぱりこの資格確認書だけでいいのか。保険証をね。これも国のあれですけども、保険証も無くすこと自体がもう本当おかしくて、もう課長も役場の職員もいろんな事務作業が増えてきているわけですよ。広報にも載せないけんとか、いろんな事をしないといけない。まずはそのいろんな施設の管理がうまくできるのか、そういう声がないのかっていうのを分かれば教えていただきたいと思いますが。

○的野信之議長 税務保険課長。

○石田克税務保険課長 お答えをいたします。まずこのマイナ保険証に移行するに当たりまして、保険者である税務保険課のほうに医療機関若しくはそういった施設等からのそういった苦情なり問合せ等は今のところご意見もあっておりませんで、高齢者を担当いたします福祉人権課のほう、あとは障害を担当します福祉人権課と、あと包括支援センターのほうにも今回のマイナ保険証の関係で保険証が無くなることについて、そういった何かこう問い合わせなり苦情の声が上がってないかということは確認をさせていただいたんですけども、今のところは上がってないと。1件も無いということの報告は受けております。でマイナ保険証の管理の問題にはなるんですけども、一応国からの通知の中では保険証の管理につきましては、従来の保険証と同じような形で施設と本人様の契約の中で預かることは可能だという見解が出ておりますので、ただ言われるように施設の方にとってはかなりの負担が増えることとは思うんですけども、一応保管をすることということにつきましては従来の保険証と同じような形でご本人さんとの入居するときの契約の中で、そういった預かることも可能だということは通知は来ております。以上でございます。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員) 預かることが可能だといっても、言ったでしょう。本人が申請しないといけないし、色々分かって更新にしろ何にしろ本人がそれができない状態の方が、75歳以上であればたくさん出てくるんじゃないかと。先日も言いましたけれども暗証番号の管理ができない。じゃ顔認証にすればいい。それも出来ないとかいうふうになればね。それはもう施設は管理し切れませんよ。それをね。今のところ苦情が来ていませんからじゃなくて。それはいろんな関連する施設にどういったお困り事があるのか、どういった不具合があるのかというのは役場のほうからやっぱり調査すべきじゃないですか。影響がどれだけあるのかと思います。これはちょっと議案からちょっと大分外れていっているんで申し訳ないんで、もう1つね。たとえ今紐付けされてある方が50何%やったかな。56.7%ですね。でも、これから保険証無くして資格確認書に代わると、でも紐付けされてある方は資格確認書来ませんよ。とすれば今からね12月までの間に恐らく10月が手いっぱいだろうと思いますけど、解除する方も出てくると思いますよ。マイナ保険証に紐付けしたのを紐付けを解除する。またはマイナンバーカード返す人もおられると思いますけども、こ

の対処法としてはどういうふうを考えてあるんですか。

○的野信之議長 税務保険課長。

○石田克税務保険課長 まず現在につきましては、今年の7月末までが保険証の切替えになっておりましたので、8月1日から来年の平成7年7月末までの保険証というのは、現に皆様のお手元にごございますので、12月2日が過ぎたとしても有効の保険証につきましては、来年の7月の末まで使うことはできるということになりますので、直ちに資格確認書が必要になるという状況にはならないかというふうには思います。ただ、国民健康保険証のときもお話したんですけども、ただ今、後期高齢者医療の保険証につきましては、広域連合のほうが一括で管理しておりますので、この場でこういったタイムスケジュールでそういった方に資格確認書を送りますよということを今即答はできないんですけども、国民健康保険証でいえばそういった方につきましては、マイナ保険証が喪失された方につきましては逐次確認し資格確認書をお送りするという体制をとっておりますので、町としても広域連合のほうにそのような取り扱いがこれから求めていくというふうな形で、そんな形で対応させていただきたいというふうに思っております。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。田中議員。

○2番(田中二三輝議員) 議案の内容というのは規約の変更ということで、1行というかその文言の変更だけが議案の分に掲げられておりますけども、皆さんおっしゃるとおり12月2日をもっての保険証の廃止と紙ベースを廃止して新たな資格確認書等に切り替わっていくということで、今大きな不安を抱えているような状況だということを訴え頂いてお答えになっているんじゃないかなと思いますけども。1つ確認しておきたいんですけど、資格証明書っていうのが資格確認書の内容というか記載されている内容というのが今紙ベースの内容、それらを全て網羅されているのかどうか。そして、今は例えば後期高齢者の関係、そちらじゃないかもしれないかもしれませんけども、寝たきりの方とか、認知症の方とか、自分の意思表示が出来ない方、もう現在の状況でそういったものが送られてくるのか。その辺を確認したいんですけど。記載内容について、まず自己負担額の限度があるとか認定疾病の病名が載っているとか高額療養費の限度額が適用の区分が載っているとか、そういった記載事項が同じ状況でつくられたものが手元に来るのかどうか。まずこのことについてお答え頂きたいと思います。

○的野信之議長 税務保険課長。

○石田克税務保険課長 お答えいたします。まず資格確認書の記載の内容につきましては、今保険証の中に記載している事項の中で載らなくなるという情報はございません。ですので、現保険証の機能は全て記載されている内容につきましては全て記載をしておるということになります。あと、その資格確認書をお送りするということの送付先のこと言われたかと思うんですけども、その方の住所所在地若しくは届出先の変更のその届出を特に出しておられる方につきましては、その届出先の住所にそういった書類のものにつきましては、従来どおりお送りさせていただくということになります。以上でございます。

○的野信之議長 田中議員。

○2番(田中二三輝議員) 基本的には中身は一緒で何も変わることはないんだということで理

解しておきたいと思いますけども。今おっしゃっている事務手続で本人が何か申請しなきゃいけない。手続ちゅうかな。そういったものというのは何かあるんですか。それとも何も無い状態であれば、何も申請がない。何も希望がないっていう場合は、今の保険証はペーパーベースの保険証じゃなくて、その時期が来たらこの資格確認書が無条件に送ってくるっていうふうに理解していいんですか。その手続で本人が何らかの申請をしなきゃいけないのかどうか。これをもう一度ちょっと確認しておきたい。

○的野信之議長 税務保険課長。

○石田克税務保険課長 お答えいたします。まず資格確認書の送付につきましては政府の方から当分の間は本人申請に問わず資格確認書を職権で送ることができるということになっておりますので、今の段階ではもう何も手続をされなくても保険証に代わる資格確認書につきましては、申請いらずにお送りすることができるということになっております。ただ、ほかに当然、今現在も入院されるときの限度額適用認定書であったり、そういったものにつきましては各個々人が必要な方が窓口での申請を必要としておりますので、書類につきましては従前のとおり、今までどおり必要な方につきましては、申請に基づいて発行するということになります。ただマイナ保険証をお持ちの方につきましてはそういったそこまでの情報が保険証のほうに入っておりますので、そういった手続が不要になるということになります。以上でございます。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員） 結局、当分の間は現状何か申請がなくてもいいよ。マイナ保険証のほうに切り替わってれば、そういったことを申請しなくていい。ただねマイナンバーカードすらつくれないって方はたくさんおられるんですよね。寝たきりの方とか本人申請なんで、顔認証も出来ない。当然、自分の意思表示が出来なければ暗証番号を持っていません。そういった方々に対して何かこうこのまんまだ単に議案から見れば1行の言葉の変更ですけど、そういった多々ある問題点が裏に潜んでいる議案だというふうに理解しておりますけども。そういった当分の間って、じゃどれぐらいなんですか。とかいったような事ちゅうのは、町のほうから何か国に対して若しくは県に対して確認を取るとか、このままずっと将来的にもこのままの状態で行くのか。それとか先ほど一般質問でもありましたけども、病院のカードリーダーの問題とか、そういったことに対して町のほうから何か国に確認っていう作業は何らかの方法で出来ると思うんだけど、こういったQ&Aとかそういったものでの確認というのはされているんですか。

○的野信之議長 税務保険課長。

○石田克税務保険課長 お答えいたします。まず当分の間ということにつきましては国会の答弁等も聞いておるんですけども、当分の間としか、今国会の中でも明言されておられませんので、行政として言えることも当分の間という答弁にしかちょっと今できない状況でございます。以上でございます。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第44号は民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第44号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第2 議案第47号 鞍手町役場庁舎多目的ホール等の使用に関する条例を議題とします。質疑ありませんか。宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員) この管理はどこが管理するのか、なぜそういうふうに担当がそこになったのか、まず教えてください。

○的野信之議長 管財課長。

○石田正樹管財課長 お答えいたします。新庁舎の多目的ホール及び健康増進室におきましては、新庁舎の中の1部屋という形になりますので庁舎管理を行います管財課のほうが管理を行ってまいります。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員) 別表にあります施設の使用料ですよね。これはどういう基準でこの金額になったのか教えてください。

○的野信之議長 管財課長。

○石田正樹管財課長 お答えいたします。別表にあります使用料、それから冷暖房使用料ともに建設時にかかるイニシャルコスト、それから今後掛かっていく維持管理費のランニングコストを合計しまして、1時間当たりの金額を算出しております。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員) ほかにいろんな会議室だとか、新庁舎だけじゃなくてね。中央公民館なり福祉センターなり色々ありますけれども、そこの兼ね合いというのは全く勘案されていないのでしょうか。

○的野信之議長 管財課長。

○石田正樹管財課長 お答えいたします。基本的には総合福祉センターの現保健棟にあります多目的ホール。それから健康増進室の機能移転ということでございますので現在の金額と余り差が生じないように金額の設定について行っております。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。石井議員。

○8番(石井大輔議員) 今言われました料金の部分なのですが、料金の部分。こちら消費税ほかの次の議案等は消費税が10%入った、例えば300円だったら330円とかいうふうな金額になっていると思うんですが、こちらの金額はこれで税込みということよろしいのでしょうか。

○的野信之議長 管財課長。

○石田正樹管財課長 こちらの金額は、備考の第1項に書いてあります通り第2項に記載をしておりますけども、消費税込みの1時間当たりの金額となります。なお別途上程しております。くらじふれあいアリーナそれから体育施設、公民館の設置及び管理に関する一部改正条例のほうでおきましても、今回の合わせた形で税込みの金額としております。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第47号は総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第47号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第3 議案第48号 鞍手町くらじふれあいアリーナ設置及び管理に関する条例を議題とします。質疑ありませんか。宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員) これは新たな条例となるわけですけれども、ただし、くらじふれあいアリーナ棟は今までも使用されてきました。他の議案については新旧対照表だとかありますけれども、使用料等の新旧対照表というのが付いてないんですよ。これは新たにということなんだろうけれども、議案審査に当たってはやっぱり旧はどのくらいだったのかということも教えていただきたいというふうにも思いますので、その辺ご配慮願えませんかでしょうか。

○的野信之議長 教育課長。

○森永健一教育課長 お答えいたします。金額については変更等があっておりませんので、そのままという形になるんですが、委員会のときには前の分も提示したいと思います。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。西藤議員。

○12番(西藤典子議員) 備考欄のところに、アリーナは全室の使用を原則とすると書いてあるんですね。原則としてすると書いてあるんですが、料金のところには3分の2とか3分の1室まで。町はとか3分の1室以下の時はと書いてあるんですが、どういう場合にこういうことが認められるのか、何か基準があるんでしょうか。

○的野信之議長 教育課長。

○森永健一教育課長 スポーツ等、やっぱり種目によって卓球をされる場合であればスペースが当然少ないということで全体ではなく3分の1とか、卓球1台当たりとかいう形で、すいません。こっちは、すいません。そうですねやっぱりすいません。間違いないですが、使う競技によってやっぱり使う面積っていうのが変わってきますので、原則としては全体にはなるんですが、使うスペー

スが少ないのであれば3分の1、また3分の2とかいう形で使っていただくために中のほうは分けております。以上です。

○的野信之議長　ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第48号は総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第48号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第4　議案第49号鞍手町文化体育総合施設こども広場管理条例を議題とします。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第49号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第49号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第5　議案第50号　鞍手町公告式条例の一部を改正する条例を議題とします。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第50号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第50号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第6　議案第51号　鞍手町体育施設設置及び管理に関する条例及び鞍手町公民館設

置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。質疑ありませんか。宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員） 先ほど石井議員からもありましたけれども、これまでの料金を消費税額を含むという意味合いでの料金だったんじゃないでしょうか。これを機に新たに10%上乗せした使用料を全て設定するというのはおかしいんじゃないだろうかというふうに思いますけど、その点についてお答えください。

○的野信之議長 教育課長。

○森永健一教育課長 お答えいたします。利用料のほうは条例のほうの表記では消費税抜きってということで、別のところに消費税を取りますっていう形で表記しておったのを、今度はそちらのほうを無くして表を見て一目で分かるようにという形で、消費税込みの金額で上げさせておりますので、今現在、使用料としていただいている分の金額からは変更ございません。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員） これまでどおりということですね。そしたら、ちょっと戻るんですけども、庁舎のやつも同じ考えなんですか。全て使用料関係は内税という形にしていく、なっていくっていう事なんですか。ちょっとその辺の基本的な考え方はどういう風に考えてあるのか教えてほしい。

○的野信之議長 管財課長。

○石田正樹管財課長 お答えいたします。基本的には利用者の方に対して分かりやすくという意味合いで、消費税込みの金額としていくことを今後はやってまいりたいというふうに考えておりますので、まだちょっと消費税抜きになっている他の使用料の部分があるかもしれませんが、改正に合わせて、そこら辺については適宜改正のタイミングで行ってまいりたいというふうに考えております。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第51号は総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第51号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第7 議案第52号 令和6年度鞍手町一般会計補正予算第2号を議題とします。まず、歳出より質疑をお受けします。補正予算に関する説明書の22ページをお開きください。1款議会費及び2款総務費について、22ページから31ページまで質疑ありませんか。田中議員。

○2番(田中二三輝議員) 24ページ。文書広報費です。備品購入費として補正されているようですが、この備品の品目。それと購入目的等を教えてください。

○的野信之議長 総務課長。

○梶栗恭輔総務課長 今回購入する品目につきましては、スキャナー1台を購入したいというふうに考えております。今回の購入の目的につきましては、令和2年度より永年文書等の電子化を進めておりますけれども、A3サイズ原稿台があるスキャナーが現在1台しかありませんので思うように電子化が進んでない状況でございます。なので、もう1台購入したいというふうに考えております。以上です。

○的野信之議長 田中議員。

○2番(田中二三輝議員) 同じページです。電算管理費。基幹システムのシステム改修等、何だこれ。業務委託料、このシステム改修の内容を教えてください。

○的野信之議長 総務課長。

○梶栗恭輔総務課長 今回のシステム改修につきましては、本町のDX推進計画に基づきまして、ペーパーレス化、データ化を行うために財務会計システムの改修、電子化を行うものでございます。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

次に進みます。3款民生費及び4款衛生費について、30ページから37ページまで質疑ありませんか。西藤議員。

○12番(西藤典子議員) 37ページのところに、4款のところなんですけれども、アピアランスケア推進事業というのがありまして30万ということになっております。具体的な内容と件数が分かりましたら教えていただきたいと思いますが。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長 お答えいたします。アピアランスケアは当初予算では医療用ウィッグが4人、補正具10人の計30万で計上しておりましたが、令和6年7月現在で医療用ウィッグ申請が4人。20万円を利用しておりますので、予算の不足が見込まれるため補正計上しております。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

次に進みます。6款農林水産業費から8款土木費について、38ページから45ページまで質疑ありませんか。田中議員。

○2番(田中二三輝議員) 39ページ。農地の大区画化・集約化推進事業費の補正が上がっていますけども、これ当初予算から見た場合に予定していた人数が増えたんだらうというか、そういうふうに理解をしておりますが。まずその理解で良いのかどうかを教えてください。

○的野信之議長 産業振興課長。

○柴田隆臣産業振興課長 お答えをいたします。今回の農地の大区画化・集約化推進事業費補助金につきましては、先日、内示が出ましたので改めて総額を補正計上しておるところでございます。以上です。

○的野信之議長 田中議員。

○2番(田中二三輝議員) 金額が大きくなって、これ対象がどうのこうのとかというような補正じゃないですか。要するに10人予定していたのが15人になったから補正しますとかじゃなくて、これだけのお金でしますよってというのがただ増えたから補正したんですか。どうなんですか。この補正の理由は何なんですかね。対象者が増えたからなのか、それとも対象としている土地が増えたからとか、いろんな要因があると思うんですけど、それはどういった理由での補正になっているのでしょうか。

○的野信之議長 総務課長。

○梶栗恭輔総務課長 財政担当課としてお答えさせていただきます。産業振興課のほうから、今回の補正予算の要求につきましては、当初はこの分の事業費は0円でございます。今年度になりまして、この補助事業について農家さんの方が取り組みに手挙げ申請されております。その分で先日採択されておりますので、その分の補正ということで全くの新規の事業に取り組むという形でおるようでございます。以上です。

○的野信之議長 田中議員。

○2番(田中二三輝議員) そしたらこの事業自身は今年度は新規に申請者が出て、多分これはどこだ。国か。県か。県に認められ、その申請内容が県で認められて事業化するんだ。今年度の分として新規追加するんだ。とそういった状況ですよ。今の説明でいうと。そういった理解でいいんですよ。

○的野信之議長 総務課長。

○梶栗恭輔総務課長 今回の補助事業につきましては、そういう状況でございます。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。田中議員。

○2番(田中二三輝議員) 8款まで、ですよ。41ページ。直方・鞍手工業用地造成事業費。これ提案理由の説明では隣接地に所有者不明の土地があるから、その確定測量若しくは境界を確定させるために、裁判所のほうに申請手続をする経費だというふうになっています。鞍手町の地域に不明な土地が100%全部が鞍手町に入っていて、そして隣接しているのも鞍手町しかないと言うのであれば、全額鞍手町が経費を持つというのは理解できるんだけど、これどういう状況でこ

の金額になっているのか。その辺を教えてください。

○的野信之議長 都市整備課長。

○西生卓矢都市整備課長 お答えをいたします。まず状況についてでございますが、この直方・鞍手工業用地造成事業に係る用地測量におきまして、開発エリアに隣接する土地所有者のほうに境界立会を求めるといことで登記簿から所有者を割り出し接触を試みましたが、もう既に亡くなっておられまして、その登記が非常に古くて氏名のみでの登記ということで住所の記載もなくお名前だけを手がかりに戸籍等を調べて、ある程度の相続人の目安をつけて確認等を行いました。特定をすることができませんでした。開発行為を完了するためには工事完了までに全ての境界を確定させておく必要がございます。そのため今回裁判所に対しまして所有者不明土地管理者の申立てを行い、境界立会に応じていただく必要がございます。そしてその土地の所在でございますが、土地の所在は鞍手町大字中山、番地でいきますと1008番地となっております。これは鞍手町町内にある物件ということで、この費用負担につきましては令和4年8月26日直方市と締結をいたしました直方・鞍手工業用地造成事業に関する合意に係る基本協定書の第2条で、用地測量において行政区ごとに生じた費用、直方市及び鞍手町それぞれが負担をするという規定がございます。それに基づきまして当該土地の所在が鞍手町でございますので、裁判所への申立て利害関係人となる鞍手町が費用の負担をするというようなことになっております。以上でございます。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。田中議員。

○2番(田中二三輝議員) 43ページ。道路維持管理事業費、工事費です。100万円上がっていますけれども、提案理由の説明では上がっています。ただこの工事が必要な現状、こういう状況だから工事が必要なんだっていうのが提案理由からは読み取れません。どういう状況でこの工事費が出ているのか教えてください。

○的野信之議長 都市整備課長。

○西生卓矢都市整備課長 お答えいたします。本補正は、ちょうど池尻・宮ノ原線の道路の下、町道の道路下に敷設してある道路排水の鉛管が破損しており道路路面の一部が陥没しております。その鉛管を取り替え及び道路のり面も補修工事として今回補正を上げさせていただいております。以上です。

○的野信之議長 田中議員。

○2番(田中二三輝議員) 議長のほうにもお願いしたいんですけども、今のような内容が提案理由の説明の中であればここでお聞きする必要はないんですよね。是非、その提案理由の説明も少し詳細に行っていただきたいというふうに思いますので、議長のほうで申入れ等のご判断をしていただきたいということをお願いして終わります。

○的野信之議長 ほかに質疑はありませんか。宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員) 先ほどの直方・鞍手工業用地の関係なんですけれども、このままでは造成工事に支障を来すということなんですけども、裁判所に申し立てるようにしているんでしょうけど、期間的にはどのくらいかかるんでしょうか。その支障を来さない程度なんでしょうか。その辺

について確認したいです。

○的野信之議長 産業振興課長。

○柴田隆臣産業振興課長 お答えをいたします。まず、この件に関しましては裁判所のほうに例えば予算の額であったりとか期間であったりとか、色々質問させていただきましたけれども、裁判所からの回答はございませんでした。よって本町の顧問弁護士のほうに相談させていただきました。大体このような案件でどれぐらいの期間が必要かというお尋ねをいたしましたら、大体半年から1年という回答を頂いております。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員) いや、ですから半年から1年かかって工事に支障は来さないのかっていう確認をしたい。

○的野信之議長 産業振興課長。

○柴田隆臣産業振興課長 お答えをいたします。工期につきましては、県の造成が令和7年度末、令和8年3月までというふうになっておりますので、期間的には十分余裕があるのではないかなというふうに考えておりますが、造成工事が早まる場合もございますので、その点については県と協議をしながら話を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

次に進みます。10款教育費について、44ページから51ページまで質疑ありませんか。石井議員。

○8番(石井大輔議員) 49ページの歴史民俗博物館のところなんですけど、恐らく令和7年の2月末までが工事期間だったと思うんですが、現状はどうか教えてください。

○的野信之議長 教育課長。

○森永健一教育課長 お答えいたします。博物館の別館の展示工事につきましては庁舎建設工事と同じ工事と一体となっておりまして、この部分については庁舎の引き渡しと同じく令和6年10月末で引き渡しということになりますので、それから展示工事に開始となりますので、今は映像コンテンツ等の事前に準備できる部分っていうことで展示場以外の分の準備を進めており、展示場の分については11月から工事のほうに入るようになっております。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。これで歳出を終わります。

次に歳入に入ります。12ページをお開きください。歳入は一括して質疑をお受けします。12ページから21ページについて質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これで歳入を終わります。それでは、歳入歳出全般について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第52号は総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第52号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第8 議案第53号 令和6年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号議題とします。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第53号は民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第53号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第9 議案第54号 令和6年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を議題とします。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第54号は民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第54号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第10 議案第55号 令和5年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定を議題とします。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。ただいま議題となっています議案第55号は、議長を除く議員12名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思いますがご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第55号は、議長を除く議員12名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定しました。これより委員長、副委員長の互選のため、しばらく休憩します。

—— 休憩 14時00分 ——  
~~~~~○~~~~~  
—— 再開 14時17分 ——

会議を再開します。特別委員会正副委員長の互選の結果を局長より報告いたします。

○武谷朋視議会事務局長 それでは、ご報告いたします。委員長に許斐英幸議員、副委員長に新谷留晴議員です。以上でございます。

○的野信之議長 以上のように決定しました。

次に進みます。日程第11 議案第56号 令和5年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第56号は民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第56号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第12 議案第57号 令和5年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第57号は民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第57号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第13 議案第58号 令和5年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第58号は民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第58号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第14 議案第59号 令和5年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第59号は民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第59号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第15 議案第60号 令和5年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第60号は民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第60号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第16 議案第61号 令和5年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第61号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第61号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第17 議案第62号 令和5年度鞍手町水道事業会計決算認定を議題とします。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第62号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第62号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第18 議案第63号 令和5年度鞍手町下水道事業会計決算認定を議題とします。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第63号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第63号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第19 議案第64号鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく、令和6年度固定資産税の課税免除を議題とします。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第64号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第64号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

この際、休会についてお諮りします。明日12日から18日までの7日間は委員会審査のため休会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、明日12日から18日までの7日間は委員会審査のため休会とします。以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれをもって散会します。

—— 閉会 14時23分 ——

~~~~~○~~~~~